

第3章 成果目標

【成果目標1】福祉施設入所者の地域生活への移行

障がいのある人の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設入所者の自宅や公営住宅等の一般住宅、グループホーム*等へ移行する人数を見込み、令和5年度末における地域移行目標者数を設定します。

1 第5期計画の評価

【実績】※合計は、計画対象年度である平成30年度から令和2年度までの合計。

※令和2年度の値は、上半期実績に基づく推計値。

項目\年度	H28	H29	H30	R元	R2※	合計※
前年度末施設入所者数	205	208	205	208	199	
退所者数	8	12	10	19	4	33
うち、地域移行者数	0	0	1	7	3	11
新規入所者数	11	9	13	10	10	33
当年度末入所者数	208	205	208	199	205	

項目	第5期目標値	成果(推計含む)	評価
地域生活移行者数	H30からR2までの 累計10人	累計8人(R元時点) 累計11人(R2時点)	達成率80% 達成率110%
福祉施設入所者数 (減少を評価)	H28と比較して ±0人	9人減(R元時点) 3人減(R2時点)	達成 達成

施設入所の現状をみると、障がいのある人の重度化、高齢化が進んだために入院や死亡による退所が増え、これを新規入所者数が上回らずに結果として減少に転じたという状況です。

また、移行先となる地域の受け入れ体制が十分に整っていないという課題も浮き彫りになりました。

2 第6期計画の目標値

項 目	数 値	備 考
基準となる施設入所者数	199人	令和元年度末現在の全施設入所者数
令和5年度までの累計 地域生活移行 目標者数	13人	基準人数の6%(国の指針準拠)
令和5年度時点の 施設入所者の減少目標者数	-2人	基準人数の1%削減(※)

(※) 多くの入所待機者がいる中で大幅な施設入所の支給決定者数を減らすことは困難であることから、令和元年度末の施設入所者数の微減を目標とします。(国の指針は基準人数の1.6%削減)

3 活動指標(検証項目)

(1) 地域生活移行 目標者数

年度	R 元	R2	R3	R4	R5	備考
移行者数	7人	3人	3人	3人	4人	地域移行者の割合 (13人/199人)
累計	年度末時点		R2+R3	R2+R3+R4	R2+R3+R4+R5	6.5%
	199人		6人	9人	13人	

(2) 施設入所者の減少目標者数

年度	R 元	R2	R3	R4	R5	備考
支給 決定者数	199人	205人	199人	198人	197人	削減数の割合 (2人/199人)
算定					R元-R5	1%
					2人	

4 推進に向けた施策

- ・介護保険に係る関係者への情報提供等を実施し、高齢化が進む障がいのある人の対応の協議を進めるとともに、地域包括ケアシステム*との連携を図ります。
- ・宿泊型自立訓練等福祉サービスを活用し地域生活への移行を推進します。
- ・地域相談支援事業を活用し、スムーズかつ安心できる移行支援を実施します。
- ・身近な地域で安心して生活できるように、自立生活援助の活用を図ります。
- ・障がい福祉サービス*事業の体験利用等の活用を図ります。
- ・サテライト型グループホーム*等の計画的な基盤整備を実施します。
- ・自立支援協議会「地域移行部会」等において関係機関との連携を図ります。

【成果目標2】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*の構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や身近な地域の援助者による努力だけでは限界があることから、自治体を中心とした関係機関による一体的な取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ*）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。

これを踏まえ、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい*及び高次脳機能障がい*を含む）にも対応した地域包括ケアシステム*の構築を進めるため、地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議を実施することを目標とします。

1 成果目標

R3	R4	R5
地域包括ケアシステム*の構築に向けた課題の共有と検討の実施	地域包括ケアシステム*の構築に向けた課題の共有と検討の実施	地域包括ケアシステム*の構築に向けた課題の共有と検討の実施

2 活動指標（検証項目）

項目			R3	R4	R5
保健・医療・福祉関係者による協議の開催回数			3回	3回	3回
保 健・医 療・福 祉 関係者による協議 の参加者数	関係 機関	保健	3人	3人	3人
		医療（精神科）	3人	3人	3人
		福祉	4人	4人	4人
		介護	4人	4人	4人
		当事者	1人	1人	1人
		家族	1人	1人	1人
		その他	人	人	人
保健・医療・福祉関係者による 目標設定及び評価		目標設定	課題共有 と検討	課題共有 と検討	課題共有 と検討
		評価の実施回数	1回	1回	1回

【成果目標3】 地域生活支援拠点等の充実

障がいのある人が安心して地域で生活できるように、①身近な相談支援体制の整備、②一人暮らしやグループホーム*を体験する機会の場合、③緊急時の受け入れ、④医療的ケア*、行動障がい支援等の専門的な対応を必要とする者への支援、⑤コーディネーターの配置等による地域の体制づくりの5つの機能強化を図ることにより、住まいを中心とした在宅生活を支援することが求められています。

上小圏域では、多くの法人や多様な事業所のネットワークにより、平成 29 年4月には、地域生活支援拠点*整備の一環として、在宅で暮らす障がいのある人が、家族の入院等により介助を受けられなくなる等の緊急時に、短期受け入れ先を確保する「緊急ショートステイ事業」の運用が始まりました。

現在、7つの輪番法人により「緊急ショートステイ事業」を実施する地域生活支援拠点*が設置・運用されています。

地域生活支援拠点*の機能を充実させるため、地域定着支援台帳の整備や地域定着支援の利用促進、自立生活援助の利用促進、重症心身障がい児や医療的ケア*の必要な障がい児等に対応できる体制、障がい児の相談支援体制の強化等について、関係機関とともに取り組みます。

1 成果目標

R3	R4	R5
地域生活支援拠点*等の機能 充実に向けた運用状況の評価 検証及び検討 年3回以上	地域生活支援拠点*等の機能 充実に向けた運用状況の評価 検証及び検討 年3回以上	地域生活支援拠点*等の機能 充実に向けた運用状況の評価 検証及び検討 年3回以上

2 活動指標

項目	R3	R4	R5
地域生活支援拠点*等の数	1か所	1か所	1か所
運用状況の検証及び検討 の回数(回/年)	3回	3回	3回

【成果目標4】福祉施設から一般就労への移行等

障がいのある人の自立生活の観点から、ハローワーク等の関係機関と連携を図り、福祉施設から一般就労へ移行する人数を見込み、令和5年度末における一般就労移行目標者数を設定します。

Ⅰ 第5期計画の評価

【実績】※合計は、計画対象年度である平成30年度から令和2年度までの合計。

※令和2年度の値は、上半期実績に基づく推計値。

年度	H28	H29	H30	R元	R2※	合計※
福祉施設利用者数	1,089人	1,123人	1,170人	1,170人	1,195人	
うち、就労移行支援事業所利用者数	52人	98人	90人	68人	72人	
一般就労移行者数	14人	19人	22人	24人	26人	72人
うち、就労移行支援事業所利用者数	7人	12人	8人	11人	12人	31人

「福祉施設」：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を提供する施設

項目	第5期目標値	成果(推計含む)	評価
一般就労移行者数	単年度21人	R元:24人 R2:26人	達成率114% 達成率124%
就労移行支援事業利用者数	単年度64人	R元:68人 R2:72人	達成率106% 達成率113%
障がい者就労施設等からの物品等調達額	10,000千円	R元:9,829千円 R2:8,885千円	達成率98% 達成率89%

2年間の就労移行支援から一般就労に結びつかず、就労継続支援B型の利用となるケースがみられることから、社会情勢と雇用状況等を鑑み、今後も継続して、関係機関と連携した就労移行への取り組みが必要です。

2 第6期計画の目標値

(1) 福祉施設からの一般就労への移行

基準項目	数 値	備 考
基準となる一般就労移行実績人数	24 人	令和元年度の 一般就労移行者実績人数
うち、就労移行支援利用者数	11 人	
うち、就労継続支援(A型)利用者数	0 人	
うち、就労継続支援(B型)利用者数	13 人	
うち、生活介護及び自立訓練の利用者数	0 人	

目標項目	数 値	備 考
令和5年度中の一般就労移行目標者数	33 人	目標は基準人数の1.27倍以上
うち、就労移行支援利用者数	15 人	目標は基準人数の1.3倍以上
うち、就労継続支援(A型)利用者数	1 人	目標は基準人数の1.26倍以上
うち、就労継続支援(B型)利用者数	16 人	目標は基準人数の1.23倍以上
うち、生活介護及び自立訓練の利用者数	1 人	目標のための指針なし

(2) 就労定着支援利用者数及び定着率

目標項目	数 値	備 考
令和5年度までの 就労定着支援事業利用者数	67 人	国の指針は、就労移行支援利用者のうち一般就労した者の7割以上とするもの。
令和5年度までの就労定着率 及び達成事業所比率	達成率:10割	国の指針は、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とするもの。

(3) 福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援の利用者

年度	就労移行支援事業所等からの 一般就労への移行者	左記のうち 就労定着支援の利用者数	割合
R3	28 人	21 人	75%
R4	30 人	22 人	73%
R5	33 人	24 人	73%

(4) 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合

年度	就労定着支援事業所数	左記のうち就労定着率 8割以上の事業所数	割合
R3	2か所	2か所	100%
R4	2か所	2か所	100%
R5	2か所	2か所	100%

(5) 障がい者就労施設等からの物品等の調達

項 目	数 値	備 考
基準となる調達額	5,475 千円	H27～R 元年度実績平均
令和5年度の調達目標額	10,000 千円	第3次上田市障がい者基本計画のとおり 10,000 千円を目標とした。

3 活動指標（検証項目）

年度	R元(F)	R2	R3	R4	R5(G)	伸び率 (G)/(F)
①～④合計	24 人	26 人	28 人	30 人	33 人	1.38 倍
各項目の実 績及び見込 み	①就労移行支援から					
	11 人	12 人	13 人	14 人	15 人	1.36 倍
	②就労継続支援A型から					
	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	－
	③就労継続支援B型から					
	13 人	13 人	14 人	15 人	16 人	1.23 倍
	④生活介護・自立訓練（生活訓練/機能訓練）から					
	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人	－

4 推進に向けた施策

- ・ 障がい福祉サービス*の就労移行支援及び就労継続支援の利用促進、早期のモニタリングによるコミュニケーション能力の向上、技術の向上、工賃収入による就労意欲の向上等を目指します。
- ・ 就労するうえで必要となる能力向上のため、就労アセスメントを実施するとともに、個別支援計画に反映させます。
- ・ トライアル雇用、ジョブコーチ*等の事業を活用し、スムーズな就労移行と安定した就業生活を維持することを目指します。
- ・ 自立支援協議会の「就労専門部会」等において、関係機関との連携を図り、雇用体制の課題と対策について協議し、障がいのある人の雇用促進のための体制整備を図ります。
- ・ 離職者や特別支援学校*卒業者に対する就職の支援、障がいのある人に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ります。
- ・ 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成し、障がい者就労施設等の受注機会の拡大について取組みます。
- ・ 障がい福祉サービス*の就労定着支援を活用し、就労後も自立した生活が維持できるように、生活面の課題解決（生活リズム、家計や体調管理など）に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
- ・ 大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用を促進します。
- ・ 就労継続支援事業等における農福連携*の取組の推進及び障がいのある高齢者に対する就労継続支援B型事業等による支援の実施等を推進します。

【成果目標5】 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児については、教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス*、障がい児通所支援の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

そのための方策として、地域支援体制の構築、関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容（インクルージョン*）の推進、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備、障がい児相談支援の提供体制の確保などが考えられます。

そこで、障がい児支援の提供体制の整備等について、次の目標を定めます。

1 児童発達支援センター*の機能強化及び保育所等訪問支援を利用できる体制の強化

上田市には、児童発達支援センター*が2か所あり、児童発達支援や保育所等訪問支援等の重層的な地域支援体制が構築されています。すでに児童発達支援センター*が設置済みであることから、障がい児及びその家族のニーズに応えられるよう、児童発達支援センター*の体制を強化しサービスを充実させることを目標とします。

また、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な重度の障がい児を対象に、居宅を訪問し発達支援を提供する「居宅訪問型児童発達支援」が実施できるよう機能強化を目指します。

R3	R4	R5
既存事業所におけるサービスの充実及び機能強化	既存事業所におけるサービスの充実及び機能強化	既存事業所におけるサービスの充実及び機能強化

2 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所

及び放課後等デイサービス事業所の拡充

市が指定管理委託している「上田市つむぎの家*」の指定管理者と協議検討を行い、引き続き児童発達支援や放課後等デイサービスの充実を目指します。

また、「上田市つむぎの家*」について、重症心身障がい児等の支援のあり方を含め、関係機関と協議検討しながら、施設の老朽化といった喫緊の課題に取り組みます。

R3	R4	R5
既存事業所におけるサービスの充実及び「上田市つむぎの家*」建て替えに向けた協議	既存事業所におけるサービスの充実及び「上田市つむぎの家*」建て替えに向けた協議	既存事業所におけるサービスの充実及び「上田市つむぎの家*」建て替えに向けた協議

3 医療的ケア児*支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

平成29年度に設置した自立支援協議会の「医療的ケア児(者)支援検討委員会」(令和2年4月から「医療的ケア児等支援連携推進委員会」)において、病院、訪問看護ステーション、医療的ケア児者*への通所・短期入所事業所、訪問入浴サービス事業所、居宅介護事業所、相談支援事業所、市町村等の関係機関により協議を進め、医療的ケア児コーディネーター*の配置を目指します。

R5
医療的ケア児コーディネーター*の配置

4 活動指標(検証項目)

項目\年度	R元	R2	R3	R4	R5
医療的ケア児 コーディネーター* の配置数	0人	0人	3人	3人	3人

【成果目標6】 相談支援体制の充実・強化等

障がい福祉サービス*の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。また、相談支援事業者等は、障がいのある人やその家族等が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげるなど、行政機関その他関係機関との連携に努める必要があります。

また、人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言、障がい福祉サービス*や地域生活支援等の社会的基盤整備の実情を的確に把握し、特定相談支援事業所の充実を図るため、必要な施策を確保していかなければなりません。これらの取組を効果的に進めるため、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センター*において、指導的役割を担う人材を計画的に確保するとともに、その機能を有効に活用することが重要となっています。

そこで、改めて地域における相談支援体制の検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援、専門的な指導・助言、人材育成等の機能の強化・充実を図るため、次の取り組みを進めます。

- (1) 総合的・専門的な相談支援の実施
- (2) 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言
- (3) 地域の相談支援事業者の人材育成支援
- (4) 地域の相談機関との連携強化の取組の実施
- (5) 主任相談支援専門員の配置

活動指標（検証項目）

項目	R元	R2	R3	R4	R5
総合的・専門的な相談支援の実施	実施 (714 件)	実施 (631 件)	実施 (631 件)	実施 (631 件)	実施 (631 件)
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数	86回	86回	86回	86回	86回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	210件	210件	210件	210件	210件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込み	6回	6回	6回	6回	6回
主任相談支援専門員の配置人数	0人	2人	5人	8人	11人

()内は、総合的・専門的な相談件数

【成果目標7】 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法*の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのため、市職員においても、障害者総合支援法*の具体的内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がいのある人が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行う必要があります。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することも必要です。

そこで、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、サービス提供事業所を指導監査する立場にある職員のスキルアップや、障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果を活用した事業所の運営適正化の取組み、事業所に対する実地指導の結果について県と市町村との情報共有など、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築を目指します。

1 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

項目	R3	R4	R5
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数	30人	30人	30人

※自治体職員向け研修のほか、事業所向けのものや資格取得のための研修への聴講を含む。

2 障害者自立支援審査システムによる審査結果の共有

R3	R4	R5
圏域内事業所の請求担当者 向け説明会の開催 年1回	圏域内事業所の請求担当者 向け説明会の開催 年1回	圏域内事業所の請求担当者 向け説明会の開催 年1回

※説明会開催に向け、請求におけるエラー・警告案件の原因と対処方法などの請求事務ノウハウ等について、圏域内で共有体制を構築し、事業所への情報提供方法及び指導方法の検討を進めます。